

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市長 久元 喜造

「(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る  
環境影響評価事前配慮書」についての意見書

「(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価事前  
配慮書」に関して、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29  
号。以下、「条例」という。）第8条の7第1項の規定により、下記のとおり、環境の  
保全の見地からの意見を述べる。

今後、環境影響評価実施計画書において、本意見への対応結果を可能な限り詳細に  
記載する必要がある。

記

1 全般的事項

(1) 事業計画の検討

本事業は、全体面積約100haとして開発されたゴルフ場を工業団地及び流通  
業務団地に転活用しようとするものであるが、工業団地及び流通業務団地の面  
積配分や土地利用計画、工事計画等の具体的な情報が示されていない。

そのため、実施計画書以降の手続においては、できる限り具体的な事業計画  
及びその検討過程を示したうえで、施設の存在・供用による影響を含めた事業  
全体の環境影響を予測、評価する必要がある。

(2) 地域住民等への配慮

地域住民等に対して、今後も適切な機会をとらえて丁寧な説明を行うととも  
に、これらの方々からの意見にも配慮して今後の環境影響評価手続を進める必  
要がある。

### (3) 近傍の産業団地における事例を活かした取組

事業実施区域の近傍には、本市が過去に整備した産業団地が立地していることから、当該産業団地における事例も活かして、最大限の緑化を含めた低炭素化の更なる推進等、可能な限り環境負荷の低減を図る必要がある。

### (4) 既存開発地の有効利用による環境負荷の低減

配慮書では、今回の事業実施区域はゴルフ場として一定開発が既に行われていることから、新たに山林を広く切り開くといった造成開発を行う必要はなく、環境負荷の低減が図られるという事業者の見解が記載されているが、ゴルフ場内の樹林が地域の自然環境において果たしてきた役割を評価する必要がある。

その上で、今後の環境影響評価手続において、既存開発地の整備状況を有効利用することによってもたらされる環境負荷低減効果を明確化することが望ましい。

## 2 個別的事項

### (1) 大気質、騒音、振動

事業実施区域の北側には集落が存在することから、工事中の建設作業及び工事関係車両の走行、並びに供用後の施設関係車両の走行に伴う大気質、騒音、振動の影響を予測・評価し、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討する必要がある。

### (2) 水質

事業実施区域及びその周囲には、小規模なため池が存在し、一部は農業用水としても利用されていることから、土地の改変に伴う雨水の流出の影響についても考慮する必要がある。また、集中豪雨時における濁水対策についても万全を期する必要がある。

### (3) 植物、動物、生態系

事業実施区域の周辺には、神戸市における生物多様性保全のシンボル拠点であるキーナの森やあいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）、山林、田畑、河川、ため池等の自然環境が存在しており、ゴルフ場内の樹林もこれらの自然環境と一体となって、生物の生息・生育環境を形成していると考えられる。

そのため、ゴルフ場内の樹林が地域の自然環境において果たしてきた役割を評価した上で、樹林や水系の保全及び復元に努め、周辺の自然環境と調和した地域系統の緑化に努める必要がある。

(4) 人と自然とのふれあいの活動の場（太陽と緑の道）

事業実施区域内及びその近傍には、神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に指定された太陽と緑の道が存在しているが、産業団地の整備後においても、ハイキング道としての機能が維持されるよう、必要な取組を検討することが望ましい。

(5) 地球温暖化

産業団地に入居する事業者による温室効果ガス削減対策が積極的、効果的に実施されるような誘導策を検討する必要がある。